

新たな住宅セーフティネット制度の推進について

令和3年6月

住 宅 局

新たな住生活基本計画の概要（令和3年3月19日閣議決定）

住生活基本法

平成18年6月施行

住生活基本計画（全国計画）

【計画期間】平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

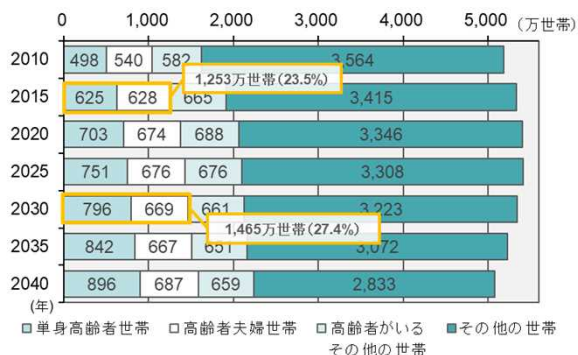
新たな住生活基本計画（全国計画）

【計画期間】令和3年度～令和12年度

住生活をめぐる現状と課題

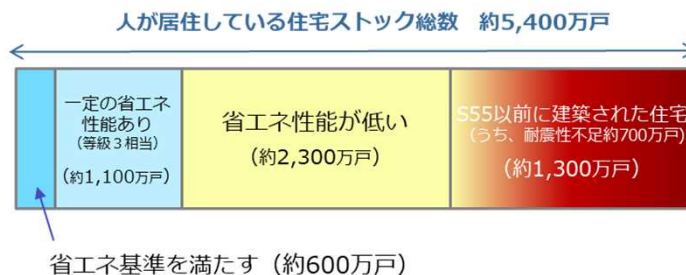
- **世帯の状況**
 - ・ **子育て世帯は減少**。 **高齢者世帯は増加**しているが、今後は緩やかな増加となる見込み。
 - ・ 生活保護世帯や住宅扶助世帯も増加傾向。
- **気候変動問題**
 - ・ IPCCから「2050年前後に世界のCO₂排出量が正味ゼロであることが必要」との報告が公表。
 - ・ 「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**」を宣言し、対策が急務。
- **住宅ストック**
 - ・ **旧耐震基準や省エネ基準未達成の住宅ストックが多い**。既存住宅流通は横ばいで推移。
 - ・ 居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加。
- **多様な住まい方 新しい住まい方**
 - ・ 働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まる。
 - ・ テレワーク等を活用した**地方居住・二地域居住**などを実践する動きが本格化。
- **新技術の活用 DXの進展等**
 - ・ 5Gの整備や**社会経済のDX**が進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進む。
 - ・ 住宅分野でも、コロナ禍を契機に、遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等、DXが急速に進展。
- **災害と住まい**
 - ・ 近年、**自然災害が頻発・激甚化**。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進等の取組が進む。

＜高齢者世帯数の推移＞



※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

＜住宅ストックの現状＞



※出典：住宅・土地統計調査（平成30年）、建築物省エネ法に基づく届出データや国土交通省が実施したアンケート結果等をもとに国土交通省作成

＜災害の激甚化＞



長野県長野市穂保（令和元年東日本台風）

新たな住生活基本計画

○住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「3つの視点」から「8つの目標」を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」 の視点

- 目標 1 「新たな日常」、DXの推進等
- 目標 2 安全な住宅・住宅地の形成等

②「居住者・コミュニティ」 の視点

- 目標 3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標 4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標 5 セーフティネット機能の整備

③「住宅ストック・産業」 の視点

- 目標 6 住宅循環システムの構築等
- 目標 7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標 8 住生活産業の発展

② 「居住者・コミュニティ」の視点

目標 4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

(1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

(基本的な施策)

- **高齢期に備えた**適切な住まい選びの**総合的な相談体制**の推進
- バリアフリー性能や**ヒートショック対策**等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進
- 高齢者の**健康管理**や**遠隔地からの見守り**等のための**IoT技術**等を活用したサービスを広く一般に普及
- **サービス付き高齢者向け住宅**等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した**地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示**を推進

(2) 多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成・まちづくり

(基本的な施策)

- 住宅団地での建替え等における**医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策**にも資するコミュニティスペースの整備等
- **三世帯同居**や**近居**、身体・生活状況に応じた**円滑な住替え**等を推進。**多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成**

<既存住棟へのエレベーター設置>



中層住棟へのエレベーター設置

<IoT技術等の活用>

人感センサー



見守りサポートコントローラー



提供：総合警備保障株式会社HOME ALSOK

<住宅団地での建替え等における医療・福祉施設の整備>



提供：株式会社学研ココファン

(成果指標) 高齢者の居住する住宅のうち、一定の**バリアフリー性能**及び**断熱性能**を有する住宅の割合 17% (H30) → 25% (R12)

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

(基本的な施策)

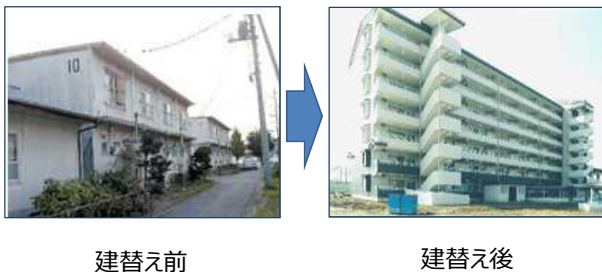
- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う**公営住宅の計画的な建替え**等や、**バリアフリー化**や**長寿命化**等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できる**セーフティネット登録住宅の活用**を推進。地方公共団体のニーズに応じた**家賃低廉化**の推進
- **UR賃貸住宅**について**多様な世帯のニーズに応じた**賃貸住宅の提供とともに、ストック再生を推進

(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

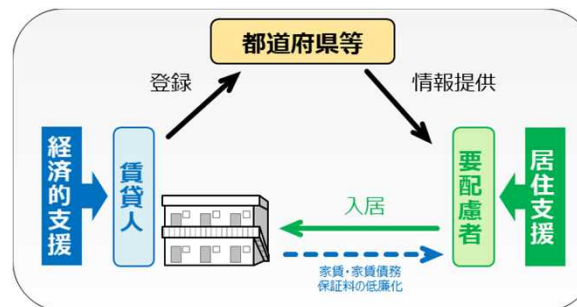
(基本的な施策)

- 住宅・福祉部局の**一体的・ワンストップ対応**による公営住宅等や生活困窮者自立支援、生活保護等に関する**生活相談・支援体制**の確保
- 地方公共団体の**住宅・福祉・再犯防止関係部局**や**居住支援協議会、居住支援法人等**が**連携**して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する**入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応時**等の実施
- 借入人の死亡時に**残置物**を処理できるよう**契約条項を普及啓発**。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

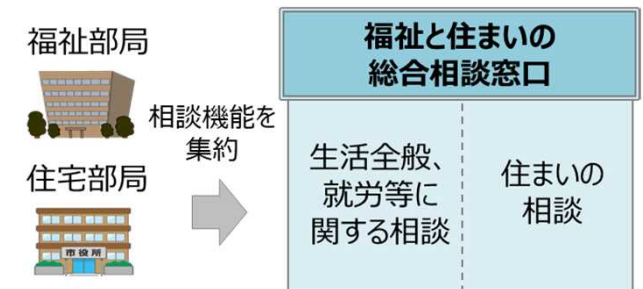
<公営住宅の建替え>



<セーフティネット住宅の概要>



<福祉と住まいの総合相談窓口設置のイメージ>



(成果指標) 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 25% (R2) → 50% (R12)

新たな住宅セーフティネット制度の概要

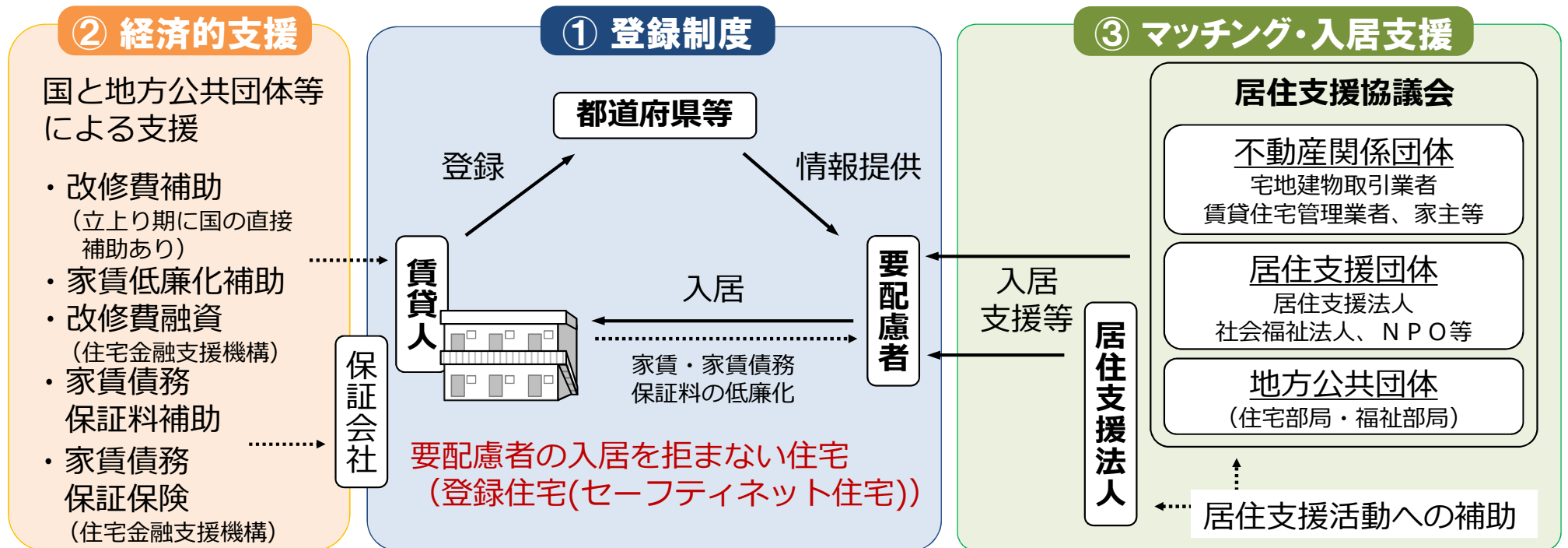
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R3.5.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
 （平成29年4月26日公布 10月25日施行）

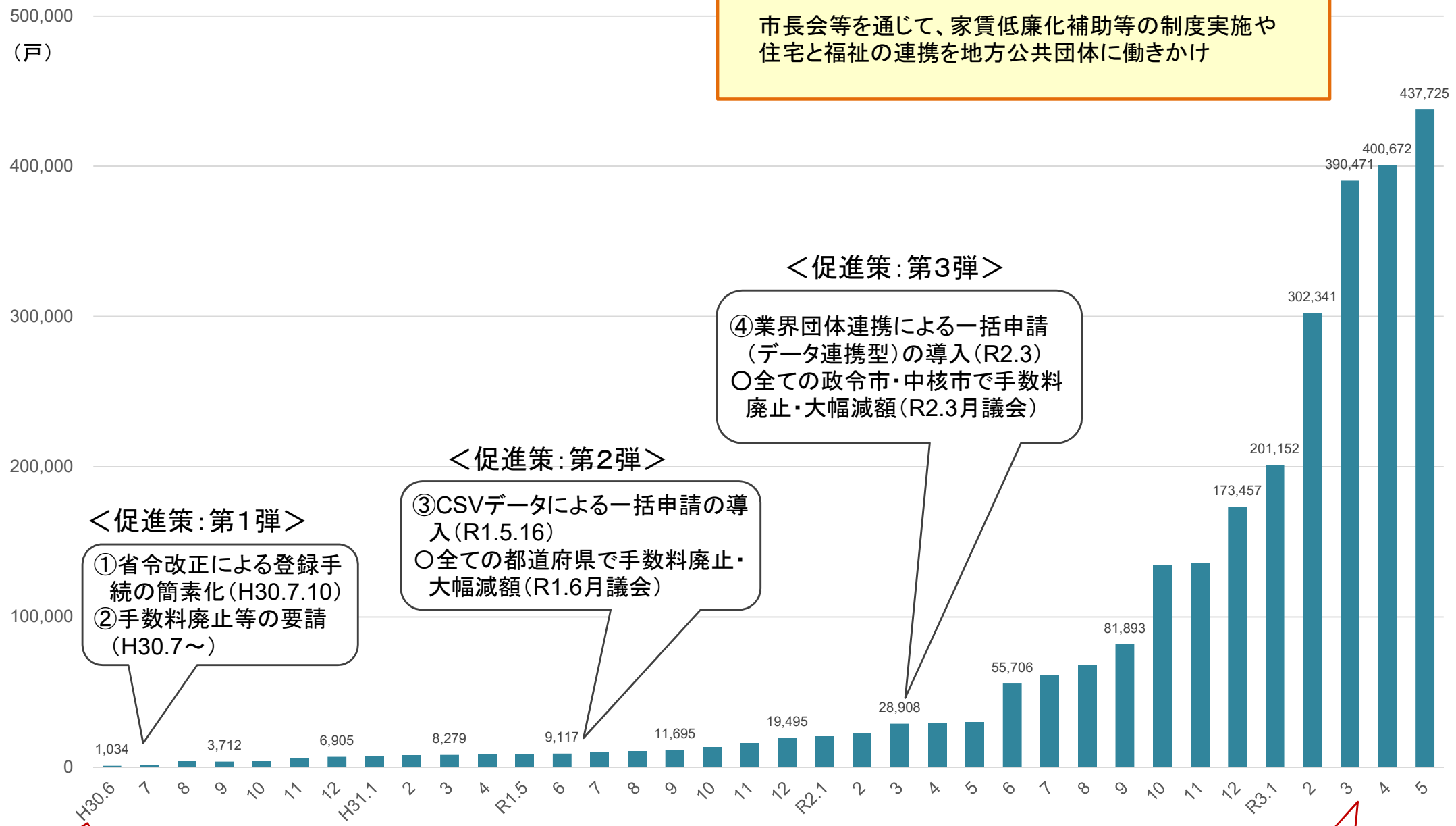
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	437,725戸 （47都道府県） ※受付・審査中の176,058戸を合わせると613,783戸	北海道10,528戸、青森県3,801戸、岩手県7,539戸、宮城県14,843戸、秋田県102戸、山形県5,243戸、福島県17,976戸、茨城県7,493戸、栃木県931戸、群馬県7,662戸、埼玉県44,420戸、千葉県34,434戸、東京都40,460戸、神奈川県9,777戸、新潟県5,591戸、富山県654戸、石川県5,764戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県855戸、岐阜県278戸、静岡県29,749戸、愛知県57,630戸、三重県409戸、滋賀県206戸、京都府6,016戸、大阪府35,618戸、兵庫県24,533戸、奈良県2,762戸、和歌山県198戸、鳥取県5,566戸、島根県4,289戸、岡山県6,347戸、広島県76戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県12,682戸、愛媛県201戸、高知県14戸、福岡県14,157戸、佐賀県16戸、長崎県75戸、熊本県15,265戸、大分県1,844戸、宮崎県35戸、鹿児島県193戸、沖縄県11戸
居住支援法人の指定	410者 （47都道府県）	北海道28者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県10者、山形県2者、福島県6者、茨城県4者、栃木県5者、群馬県5者、埼玉県9者、千葉県19者、東京都35者、神奈川県14者、新潟県3者、富山県2者、石川県5者、福井県6者、山梨県3者、長野県2者、岐阜県5者、静岡県8者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県4者、京都府15者、大阪府56者、兵庫県18者、奈良県6者、和歌山県8者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県29者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県9者、宮崎県1者、鹿児島県3者、沖縄県6者
居住支援協議会の設立	108協議会	47都道府県 63市区町（北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）
供給促進計画の策定	36都道府県 17市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、さいたま市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、岡崎市、加古川市、倉敷市、広島市、福岡市、熊本市、大分市

※家賃債務保証業者の登録：78者

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.5)※月末時点

市長会等を通じて、家賃低廉化補助等の制度実施や住宅と福祉の連携を地方公共団体に働きかけ



＜促進策：第1弾＞

- ①省令改正による登録手続の簡素化(H30.7.10)
- ②手数料廃止等の要請(H30.7~)

＜促進策：第2弾＞

- ③CSVデータによる一括申請の導入(R1.5.16)
- 全ての都道府県で手数料廃止・大幅減額(R1.6月議会)

＜促進策：第3弾＞

- ④業界団体連携による一括申請(データ連携型)の導入(R2.3)
- 全ての政令市・中核市で手数料廃止・大幅減額(R2.3月議会)

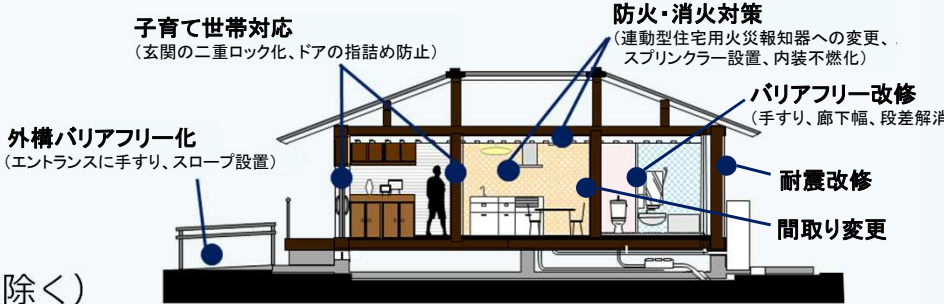
改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

目標：17.5万戸(R3.3)

セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

令和3年度予算
 スマートウェルネス住宅等推進事業(230億円)の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数

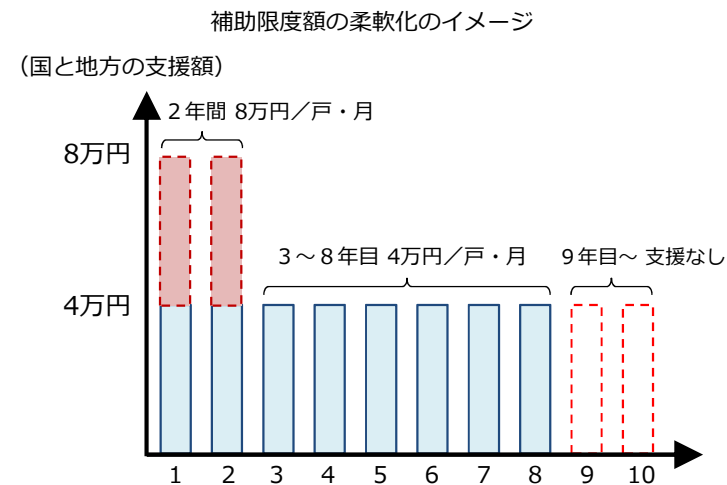
住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 (令和2～4年度) 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象工事等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更</p> <p>②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)</p> <p>③防火・消火対策工事</p> <p>④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む)</p> <p>⑤耐震改修</p> <p>⑥「<u>新たな日常</u>」に対応するための工事 (宅配ボックス、非対面式インターホン、抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、換気設備、自動ドア)</p> <p>⑦居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)</p> <p>⑧居住支援協議会等が必要と認める改修工事</p> <p>※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p><対象改修工事のイメージ(例)></p> </div> </div>	
補助率・補助限度額	国 1 / 3 国費限度額：50万円/戸 ※ ①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算 ※ ②を実施する場合であって、エレベーター設置工事を実施する場合、補助限度額を15万円/戸加算 ※ ④を実施する場合であって、子育て支援施設の併設については、1,000万円/施設	国 1 / 3 + 地方 1 / 3
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※ 公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円、静岡市：5.4万円 等)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃低廉化に係る補助	
事業主体等	大家等
対象世帯	<p>月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯</p> <p>※ 住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)を受給している世帯を除く。</p> <p>※ 住宅扶助(生活保護制度)を受給する場合、最長6カ月までは併用が可能。</p>
補助率・補助限度額	<p>国1/2 + 地方1/2 (国費限度額: 2万円/戸・月)</p> <p>※ 以下の場合には、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額(24万円)にかかわらず、毎月の国費限度額をそれぞれ以下に定める額までとすることが可能</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が著しく減少(収入減少割合が概ね20%以上)し、家賃の支払いが困難となるなど特別の事情があるとき → 4万円/戸・月</p> <p>② 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画等に定めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏 → 4万円/戸・月 ・政令市・中核市(三大都市圏除く) → 3万円/戸・月 <p>※ 公営住宅並び家賃への引下げに対応した額の1/2までを限度とする(R2年度までに補助を開始した住宅を除く。)</p> <p>※ 住宅扶助と併用する場合、合計が住宅扶助基準額を超えないものとする。</p>
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。
支援期間	<p>・管理開始から原則10年以内等</p> <p>※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間</p>
その他の主要要件	<p>・原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること</p> <p>※ 以下のいずれにも該当する場合に公募要件を適用除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地方公共団体が、就労や子育て等を理由に当該住宅に住み続けることが必要な者を対象として家賃低廉化支援を行うことを、賃貸住宅供給促進計画等に位置付けること 2) 地方公共団体が、補助対象となる住宅について公募を行うこと 3) 他のSN住宅や公的賃貸住宅に対する応募状況等を勘案して、同等の要件を備えた公募中の住宅があり、当該住宅に(ア)応募がない、または(イ)応募があっても、現入居者の方が困窮度が高い場合であって、より困窮度の高い他の入居対象者の入居を阻害しないと認められること



セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃債務保証料低廉化支援

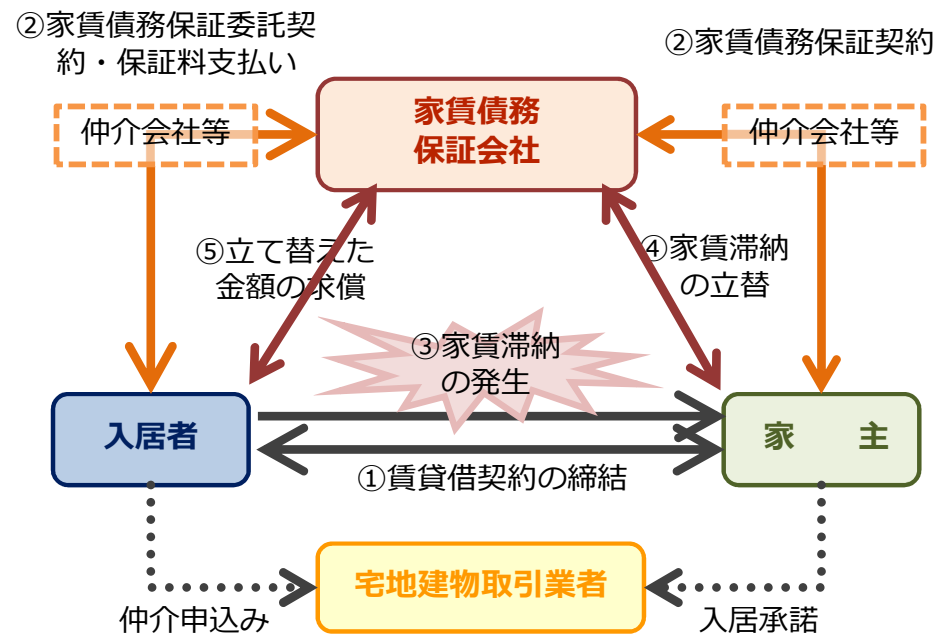
令和3年度予算
公的賃貸住宅家賃対策補助
(125.29億円)の内数

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

家賃債務保証料の低廉化に係る補助	
事業主体等	家賃債務保証会社、 <u>保険会社</u> 等
低廉化の対象となる費用	家賃債務保証料、 <u>孤独死・残置物に係る保険料</u>
低廉化対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯
補助率・補助限度額	<p>国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：3万円/戸)</p> <p>※ <u>補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能。</u></p> <p>補助限度額の柔軟化のイメージ (国と地方の支援額)</p> <p>54万円 48万円</p> <p>家賃債務保証料等低廉化</p> <p>年間の支援限度額 (国・地方計) 48万円 (4万円×12カ月)</p> <p>家賃低廉化支援</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</p>

赤字はR2年度第3次補正予算、R3年度予算における拡充事項

【家賃債務保証の概要】



ひとり親世帯向けシェアハウスの基準の策定

- セーフティネット住宅の登録基準のうち、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）については、既往の研究で整理が進んでいた単身向けの基準のみを規定（H29.10.20告示）。
- 現行基準では、専用居室に複数人が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限り、セーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、新たにひとり親世帯向けシェアハウス基準を設けることとした。
- ひとり親世帯向けシェアハウス基準については、令和3年3月31日に公布、同年4月1日より施行。併せてひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっての留意事項についても、自治体に対して施行通知を発出している。

現行のシェアハウスの基準とひとり親世帯向けシェアハウスの基準

	現行のシェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の面積	$15\text{ m}^2 \times A + 10\text{ m}^2$ 以上（A:入居可能者数、 $A \geq 2$ ）	$15\text{ m}^2 \times B + 22\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$ 以上 （ただし、 $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B = 0$ かつ $C \geq 2$ ） ※ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数
専用居室の面積	9 m ² 以上（造り付けの収納の面積を含む）	12m²以上 （造り付けの収納の面積を含む） （ただし、住宅全体の面積が $15\text{ m}^2 \times B + 24\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$ 以上の場合、 10m²以上 ）
専用居室の入居者数	専用居室の入居者は <u>1人</u> とする	専用居室の入居者は ひとり親世帯（親+子）1世帯 とする
共用部分の設備	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける （ただし、専用部分に備えられている場合を除く）	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えられている場合を除く） ※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
共用部分の設備設置数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、Aの <u>合計数を5</u> で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）	便所と洗面は、BとCの <u>合計数を3</u> で除した数を設ける 浴室とシャワー室は、BとCの <u>合計数を4</u> で除した数を設ける（小数点以下切り上げ）

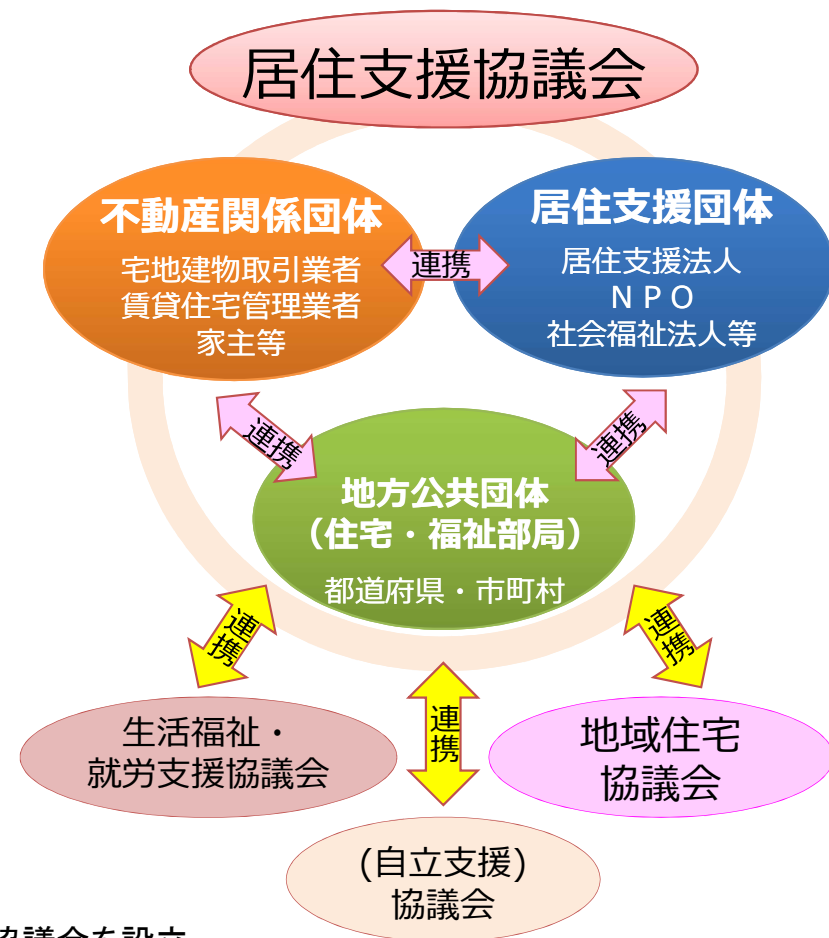
※上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める。

居住支援協議会等への活動支援

令和3年度予算：共生社会実現に向けた住宅セーフティネット
機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度） ※赤字はR3年度及びR3年3月の拡充事項

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、 孤独・孤立対策としての見守り等 または 空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営 を実施する場合は 12,000千円/協議会等 ）



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；108協議会（全都道府県・63市区町）が設立（R3.5.31時点）

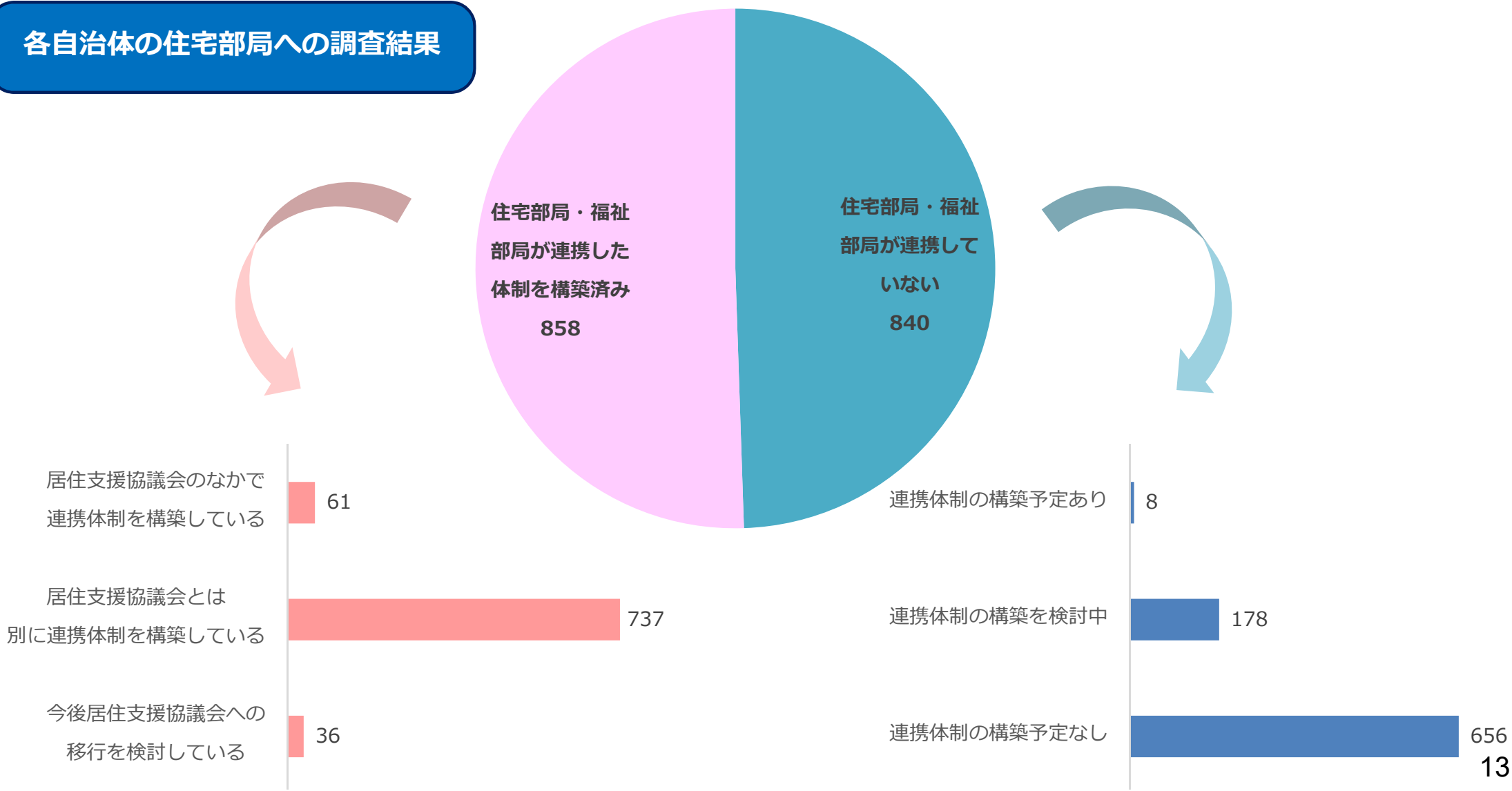
居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況；410者（47都道府県）が指定（R3.5.31時点）

自治体における住宅部局と福祉部局の連携について (R.12国交省調査)

- 住宅部局と福祉部局が連携している自治体は約半数程度。約4割の自治体は連携体制の構築についても未検討。
- 連携している自治体においても、居住支援協議会を設立している事例から担当者間の緩やかな連携まで千差万別。居住支援協議会の設立の意向も少なく、居住支援協議会の必要性について訴求が十分出来ていない可能性がある。

各自治体の住宅部局への調査結果

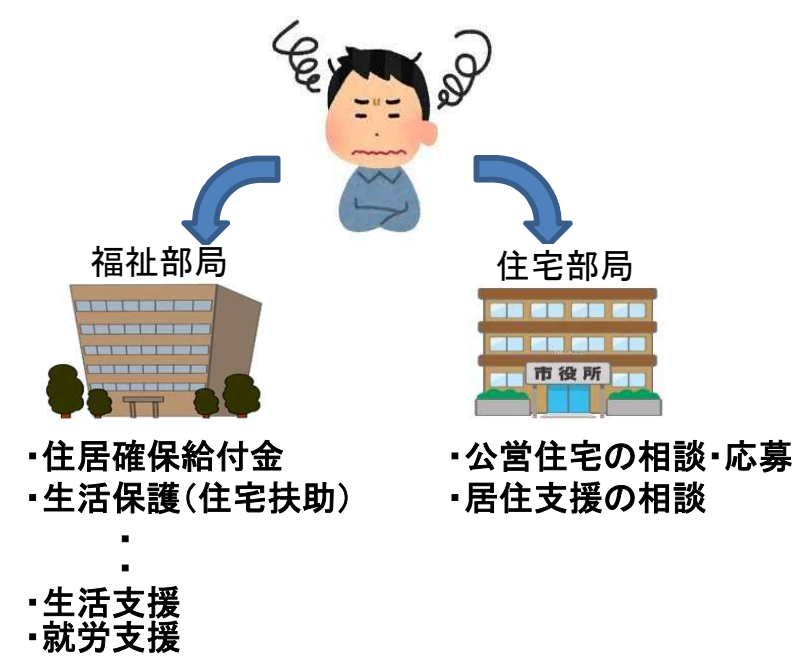


令和3年度における福祉・住宅総合相談窓口のモデル事業への支援

●自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉関係の相談と合わせてワンストップで受け取ることができる総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に取り組む地方公共団体に対して新たに支援

現在の相談体制

住まいや生活、就労など内容ごとに相談先はバラバラ...



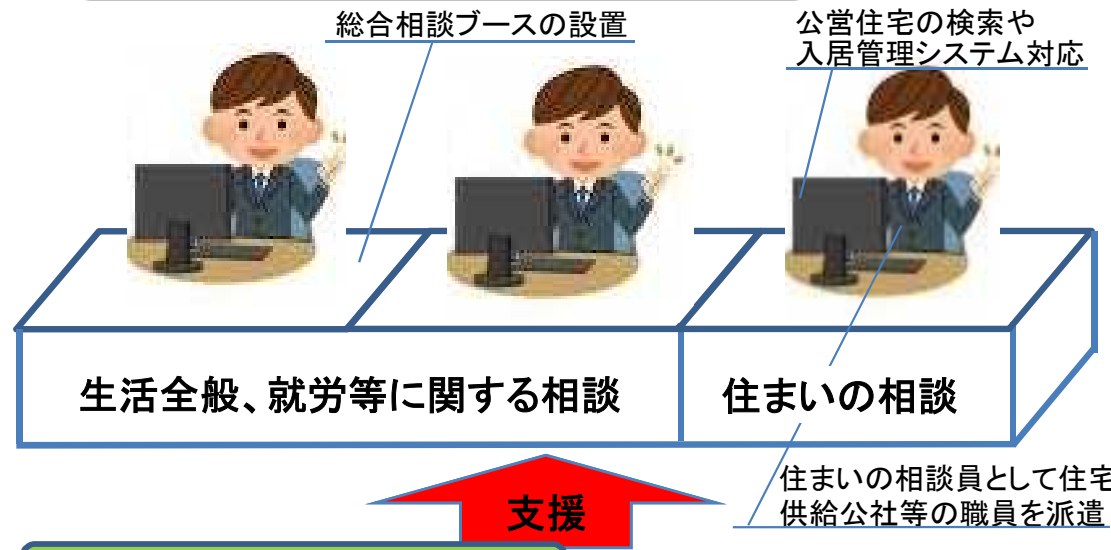
相談機能を集約

総合相談窓口設置後の体制

福祉・住宅の総合相談窓口設置により複合的な相談内容にもワンストップで対応が可能

【設置イメージ】

福祉と住まいの総合相談窓口



地方公共団体における総合的な相談対応(例)

- ・住居の確保に関する支援
- ・緊急的な生活に対する支援
- ・就労に向けた支援
- ・家計改善に向けた支援
- ・子どもの学習や生活に関する支援

国土交通省の支援内容(案)

- ・総合相談ブース設置費
- ・人材派遣にかかる人件費、PCリース費
- ・相談員マニュアルの作成費
- ・相談員の研修費
- ・居住に関する調査研究費 等

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

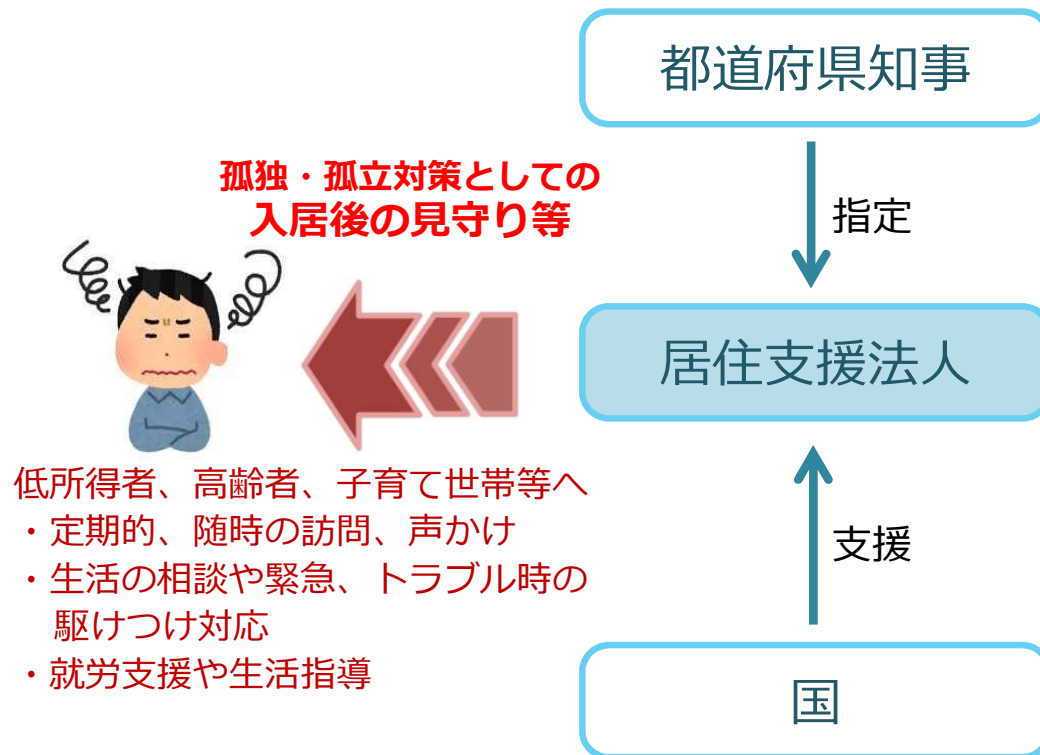
NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 410者（47都道府県）が指定（R3.5.31時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等



● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）（5億円）

- ・ 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・ 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

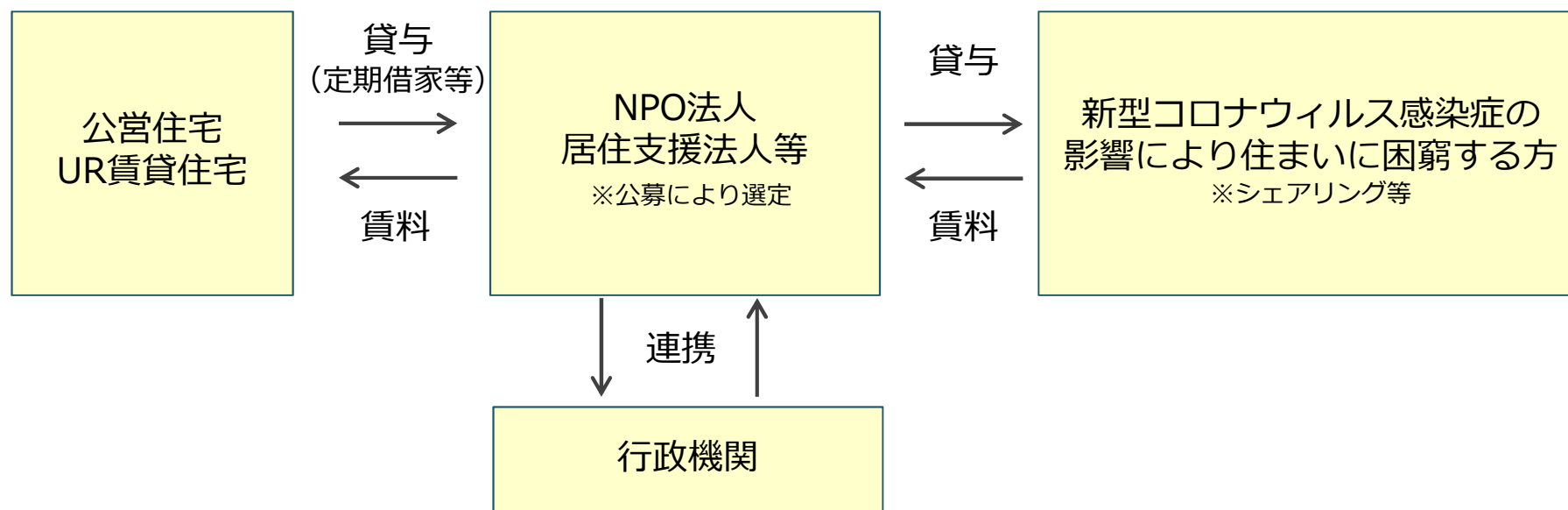
外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、 就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。

【事業スキーム】

- ・ 公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4月1日施行）。
- ・ UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4月以降に実施）。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。



残置物の処理等に関するモデル契約条項について

概要

- 単身高齢者の居住の安定確保を図るため、賃借人の死亡後に契約関係及び居室に残された家財(残置物)を円滑に処理できるように、①賃貸借契約の解除、②残置物の処理に関する条項からなる委任契約書のひな形を策定。
- 委任契約の受任者及び適用範囲は以下のとおり。
【想定される受任者】 以下のいずれか。(賃貸人は賃借人と利益相反の関係にあるため、受任者とすることは避けるべき。)
 - ・賃借人の推定相続人
 - ・居住支援法人、管理業者等の第三者(推定相続人を受任者とするのが困難な場合)
【想定される利用場面】 単身高齢者(原則として60歳以上)が賃借人である場合
(注)今回策定した委任契約書をこの場面以外で使用した場合は、民法や消費者契約法に違反し、無効となるおそれがある。

① 賃貸借契約の解除に関する条項

- 受任者に対し、賃借人の死亡時に賃貸借契約を解除する代理権を与える。

等

③ その他

- 賃貸人は、賃借人が死亡したことを知ったときは、委任契約の受任者に通知する。

等

② 残置物の処理に関する条項

- 受任者に対し、賃借人の死亡時に居室に残された家財(残置物)の廃棄や指定先へ送付する事務を委任する。
- 賃借人は、「廃棄を希望しない残置物」を特定するとともに、その送付先を明示する。
- 受任者は、賃借人の死亡から一定期間が経過し、かつ、賃貸借契約が終了した場合、「廃棄を希望しない残置物」を除いたもの(※)は廃棄する。
(※)換価することができる残置物については、換価するように努める。

等

今後の地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、地方ブロック単位で**地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会**（以下「委員会」という。）が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

厚生労働省

北海道厚生局(札幌市)、東北厚生局(仙台市)、関東信越厚生局(さいたま市)、東海北陸厚生局(名古屋市)、近畿厚生局(大阪市)、中国四国厚生局(広島市)、九州厚生局(福岡市)

法務省

※委員会是对应する矯正管区に連絡

北海道委員会(札幌市)、東北委員会(仙台市)、関東委員会(さいたま市)、中部委員会(名古屋市)、近畿委員会(大阪市)、中国委員会(広島市)、四国委員会(高松市)、九州委員会(福岡市)

連携

国土交通省

北海道開発局(札幌市)、東北地方整備局(仙台市)、関東地方整備局(さいたま市)、北陸地方整備局(新潟市)、中部地方整備局(名古屋市)、近畿地方整備局(大阪市)、中国地方整備局(広島市)、四国地方整備局(高松市)、九州地方整備局(福岡市)、沖縄総合事務局(那覇市)

連携

連携

■居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

- 北海道開発局、北海道厚生局、北海道委員会(矯正管区含む。以下同じ。)
- 東北地方整備局、東北厚生局、東北委員会
- 関東地方整備局、関東信越厚生局、関東委員会
- 中部・北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部委員会
- 近畿地方整備局、近畿厚生局、近畿委員会
- 中国地方整備局、中国四国厚生局、中国委員会
- 四国地方整備局、四国厚生支局、四国委員会
- 九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局、九州委員会

■三地方支分部局の開催会議の相互参加 等

＜厚生局主催の主な実績＞

地域包括ケア推進都県協議会、地域包括ケア推進政令市協議会、地域包括ケア推進課長会議、地域包括ケアに関する市町村向けセミナー、若年性認知症施策担当者会議

＜地方整備局主催の主な実績＞

すまいづくり推進会議、大規模集合住宅勉強会

＜委員会主催の会議(予定)＞

福祉事例研究会

※上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、

随時、相互参加する等により連携を実施

地方支分部局における三省連携 (令和3年3月現在)

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、刑余者等のうち、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**地方厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■各地方支分部局間の連携会議

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携して、居住支援協議会の体制構築や運営にあたってのハードルの洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を図る。

- 東北地方整備局 ⇄ 東北厚生局 【H31.1～:計3回】
- 東北地方整備局 ⇄ 東北厚生局 ⇄ 東北地方更生保護委員会 ⇄ 仙台矯正管区 【R3.1～:計1回】
- 関東地方整備局 ⇄ 関東信越厚生局 【H29.6～:計4回】
- 中部・北陸地方整備局 ⇄ 東海北陸厚生局 ⇄ 中部地方厚生保護委員会 ⇄ 名古屋矯正管区【H29.9～:計8回】
- 近畿地方整備局 ⇄ 近畿厚生局【H29.9～:計3回】
- 中国地方整備局 ⇄ 中国四国厚生局【H30.10～:計2回】
- 四国地方整備局 ⇄ 四国厚生支局 ⇄ 法務部局【R2.7～:計1回】
- 九州地方整備局・沖縄総合事務局 ⇄ 九州厚生局【H30.8～:計3回】
- 九州地方整備局・沖縄総合事務局 ⇄ 九州厚生局 ⇄ 九州地方更生保護委員会【R2.10～:計2回】

■居住支援関連会議への共同参加等

<令和2年度の主な実績>

- ・第1回新潟県における居住支援協議会に係る勉強会 ※延期
【北陸地方整備局、関東信越厚生局、新潟県主催:北陸】 (R3.1)
- ・北海道居住支援協議会 【北海道開発局、北海道厚生局】 (R3.1)
- ・静岡県居住支援協議会 【中部地方整備局、東海北陸厚生局】 (R3.2)
- ・岐阜市居住支援交流セミナー
【中部地方整備局、東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、名古屋矯正管区】 (R3.2)
- ・香川県居住支援協議会
【四国地方整備局、四国地方厚生局、法務部局】 (R3.2)
- ・勉強会 ※予定 【沖縄県、九州厚生局、沖縄総合事務局】 (R3.3)

■各地方支分部局開催会議への相互参加事例

<令和2年度の主な実績>

- ・札幌管内刑務所出所者等就労支援事業協議会及び刑務所出所者等就労支援推進協議会
【札幌保護観察所主催:北海道】 (R2.10)
- ・認知症セミナー 【厚生局主催:四国】 (R2.11)
- ・居住支援に係る三省連携勉強会 【整備局主催:関東】 (R2.11)
- ・さいたま新都心意見交換会 【厚生局主催:関東】 (R2.12)
- ・第1回九州厚生局地域共生セミナー 【厚生局主催:九州】 (R2.12)
- ・住まい支援の連携強化の推進に向けての意見交換会
【北海道開発局主催:北海道】 (R3.1)
- ・若年性認知症担当者連絡会議 【厚生局主催・四国】 (R3.2)

■市区町村への個別訪問等

地方整備局と地方厚生局が連携して、希望する市区町村に直接伺い、地域のすまいづくりの課題についての意見交換・情報交換や、居住支援協議会等へのヒアリングを実施。

- 北海道開発局
・札幌市に実施
- 東北地方整備局、東北厚生局
・横手市に実施
- 関東地方整備局、関東信越厚生局
・7市、1村、5区に実施
- 北陸地方整備局、中部地方整備局、東海北陸厚生局
・延べ12市に実施
- 中国地方整備局、中国四国厚生局
・2市に実施
- 九州地方整備局、九州厚生局
・政策クラフトルーム (H30年度)において、4市1町と意見交換 (3回実施) 19
・政策クラフトルーム (R元年度)において、2県3市1町と意見交換 (2回実施)

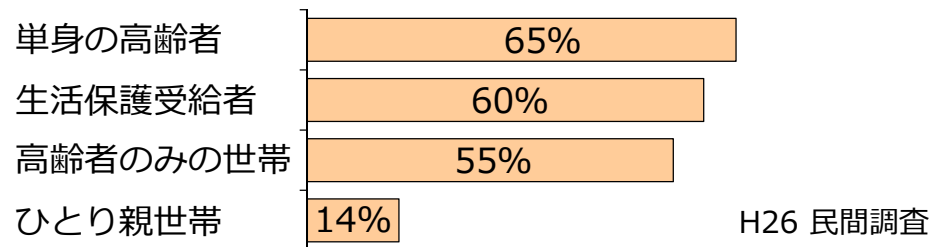
参考資料

新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から 1 割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから : 16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

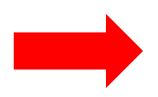
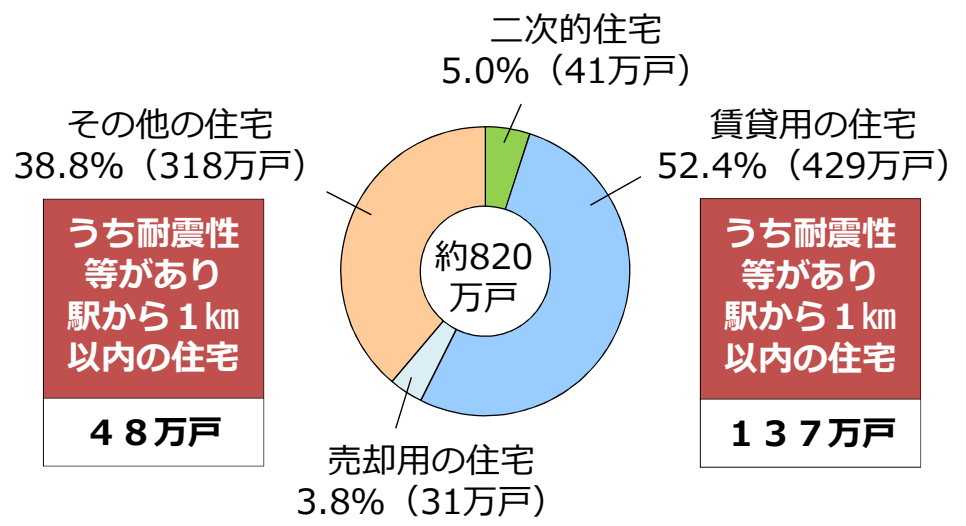
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

新たな住宅セーフティネット制度(セーフティネット住宅の登録基準)

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- ・一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積
$$\underline{15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2 \text{以上}}$$

(N:居住人数、 $N \geq 2$)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積
$$\underline{9 \text{ m}^2 \text{以上 (造り付けの収納の面積を含む)}}$$

○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

- ※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準あり

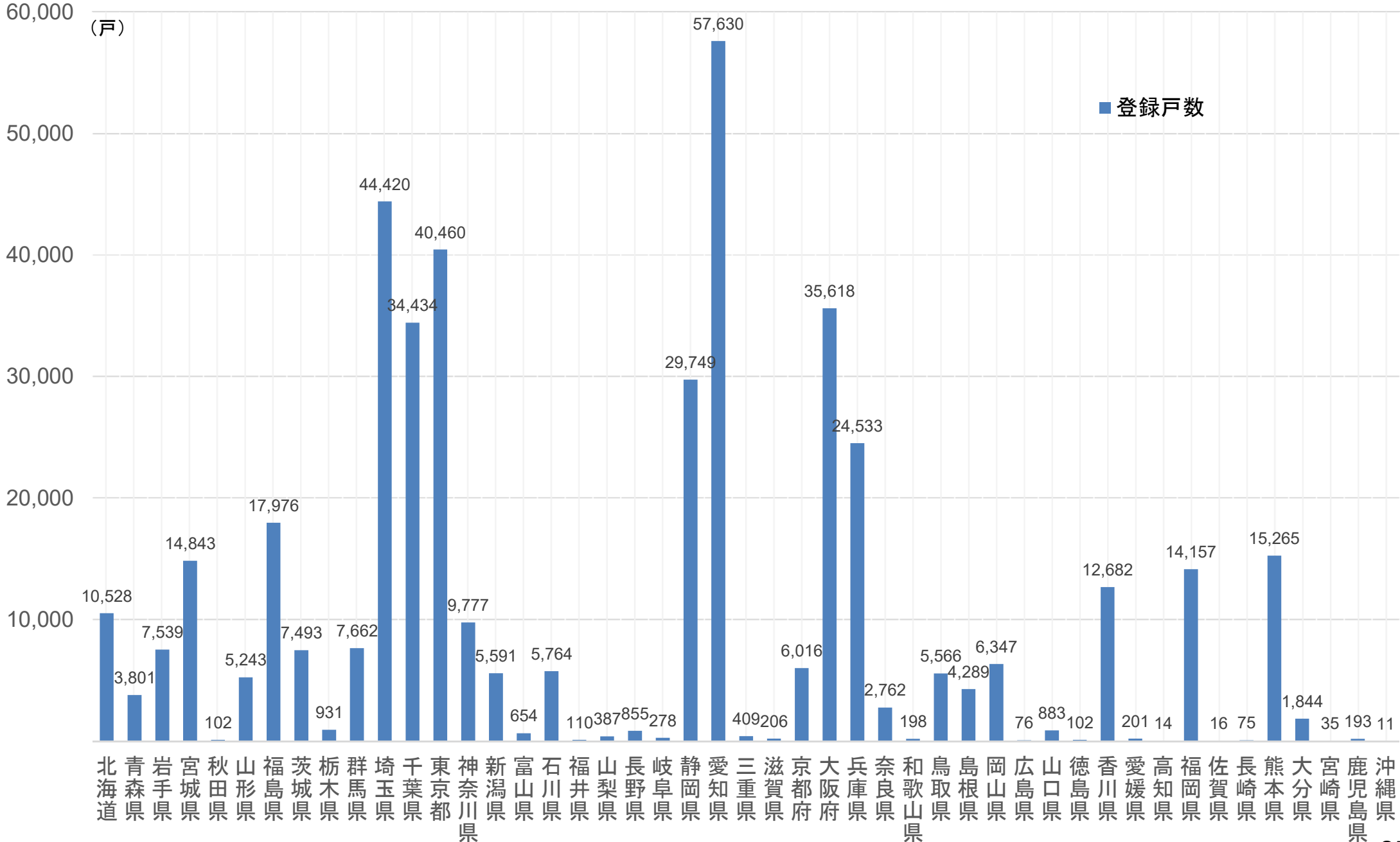
賃貸住宅供給促進計画による面積基準等の緩和の状況(R3.5.31時点)

(14都府県・8市で緩和)

タイプ 【国の基準】	一般 【住戸25㎡】	台所等一部共用 【住戸18㎡】	共同居住型 【1人専用居室9㎡、全体(15N+10)㎡】
東京都	平成7年度以前に着工： <u>15㎡以上</u> 平成8～17年度に着工： <u>17㎡以上</u> 平成18年度以降に着工： <u>20㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積： <u>(13×居住人数+10)㎡以上</u>
大阪府	<u>18㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7.5㎡以上</u> 住宅全体面積： <u>(13.5×居住人数+10)㎡以上</u>
岐阜県	<u>23㎡以上</u>	<u>16㎡以上</u>	定員（ひとり親世帯の場合）： <u>「各居室部分の床面積÷9㎡」人</u>
福岡県、福岡市	平成17年度以前に着工： <u>18㎡以上</u>	平成17年度以前に着工： <u>13㎡以上</u>	平成17年度以前に着工：1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 、住宅全体面積： <u>(13×居住人数+10)㎡以上</u>
愛知県、岡崎市	バリアフリー配慮に限り <u>18㎡以上</u>	—	—
茨城県	<u>18㎡以上</u>	—	—
横浜市	平成7年度以前に着工： <u>16㎡以上</u> 平成8～17年度に着工： <u>18㎡以上</u> 平成18年度以降に着工： <u>20㎡以上</u>	—	【既存】 1人専用居室： <u>6㎡以上</u> 住宅全体： <u>(12×居住人数+10)㎡以上</u> 定員（ひとり親世帯の場合）： <u>「各居室部分の床面積÷6㎡」人</u> 共用設備の利用人数：生活パターンの異なる属性が混在するなど共用設備の利用上問題がないと認められる場合
			【新築】 定員（ひとり親世帯の場合）： <u>「各居室部分の床面積÷9㎡」人</u>
鳥取県、香川県	平成18年3月以前着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
川崎市	<u>20㎡以上</u>	—	—
長崎県	—	—	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積： <u>(13×居住人数+10)㎡以上</u>
埼玉県	平成7年度以前に着工： <u>16㎡以上</u> 平成8～17年度に着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
千葉県	平成18年度以前に着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
熊本市	<u>18㎡以上（生活保護世帯のみ拒まない場合は15㎡以上）</u>	<u>13㎡以上</u>	専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積： <u>(13×居住人数+10)㎡以上</u>
さいたま市、相模原市	<u>16㎡以上</u>	<u>16㎡以上</u>	—
山口県	<u>立地適正化計画で定める居住誘導区域内： 18㎡以上</u>	—	—
高知県	<u>18㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	住宅全体： <u>(14×居住人数+10)㎡以上</u> 定員（ひとり親世帯の場合）： <u>「各居室部分の床面積÷8㎡」人</u>
いわき市	平成17年度以前に着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
神奈川県	平成7年度以前に着工： <u>16㎡以上</u> 平成8～17年度に着工： <u>18㎡以上</u> 平成18年度以降に着工： <u>25㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	—

セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数(R3.5.31時点)

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

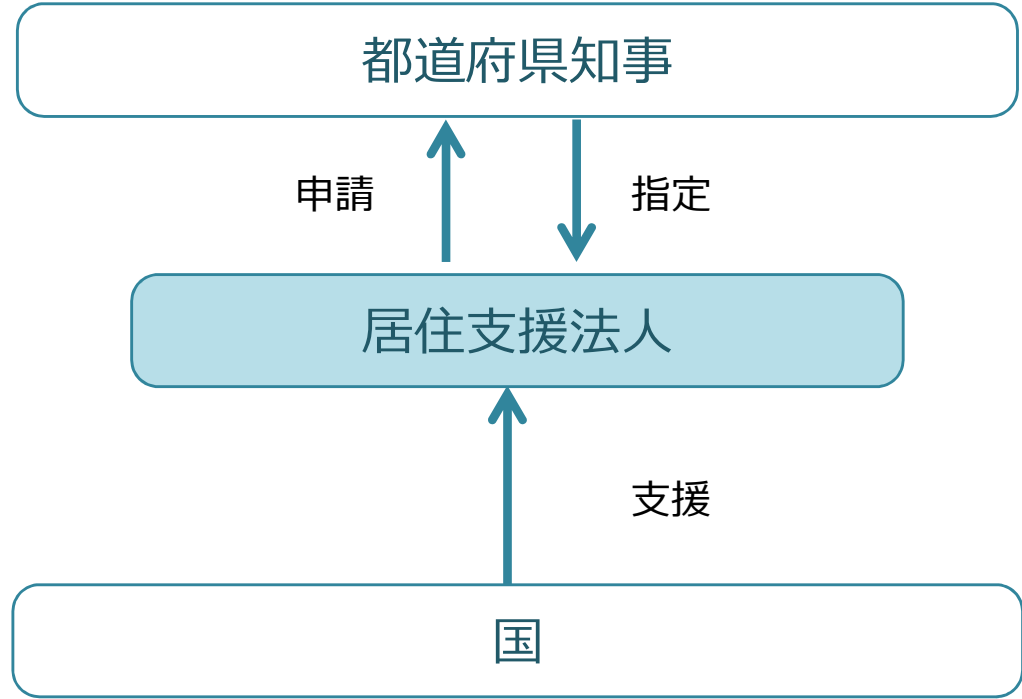
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

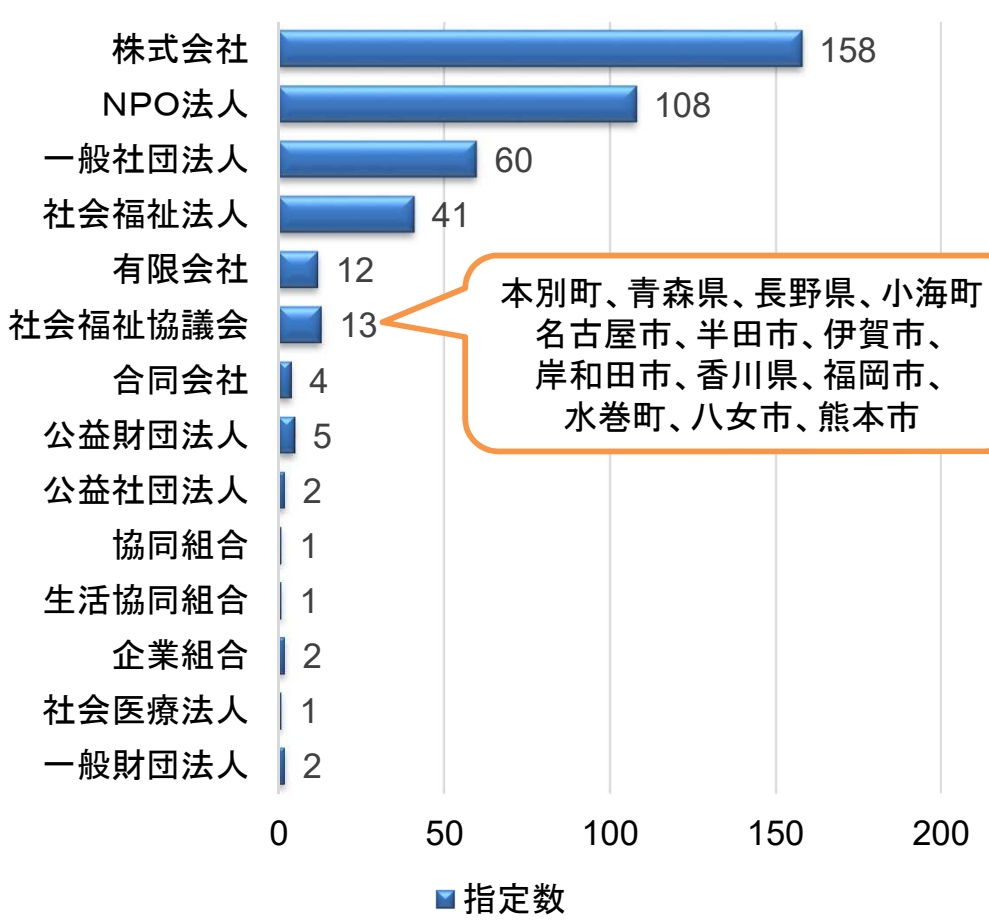
【制度スキーム】



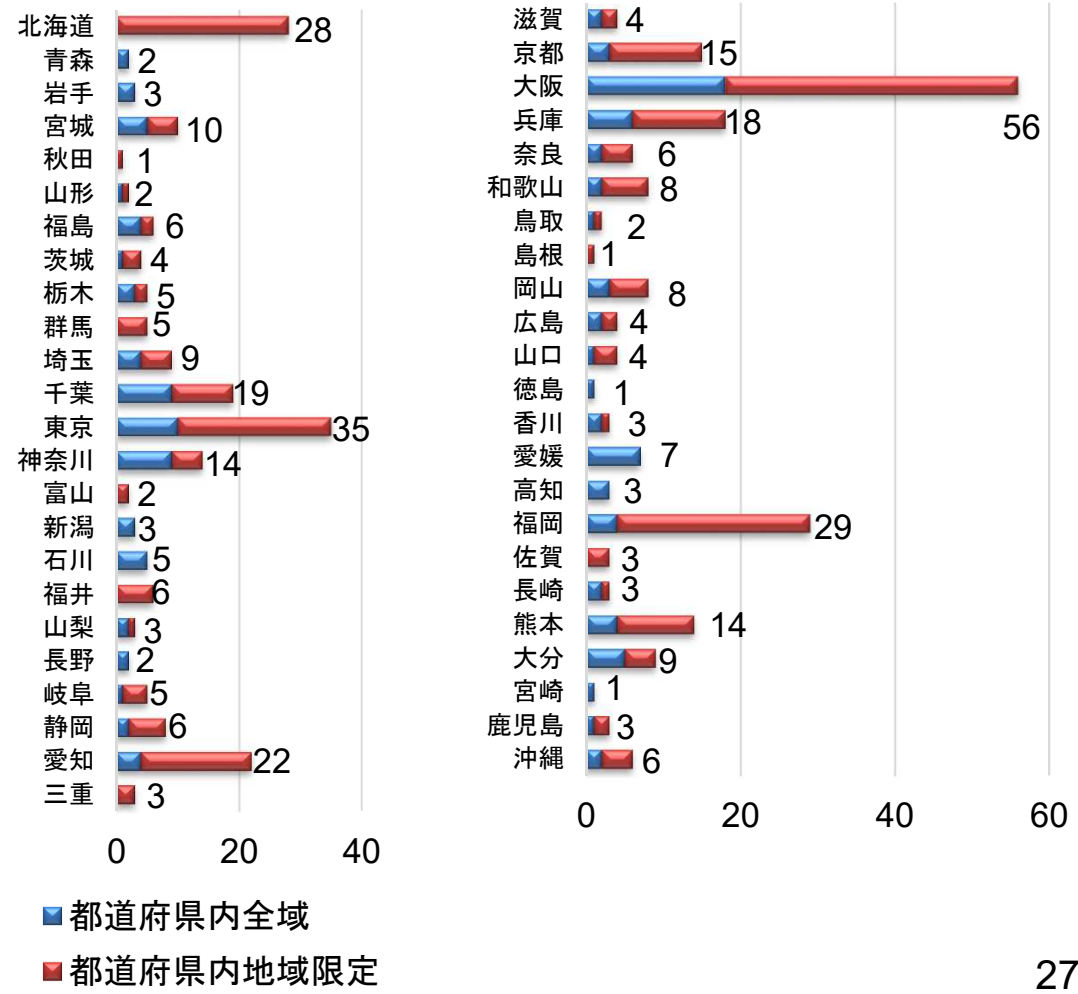
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 410法人が指定 (R3.5.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

■ 法人属性別



■ 都道府県別



居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 108協議会が設立（令和3年5月31日時点）

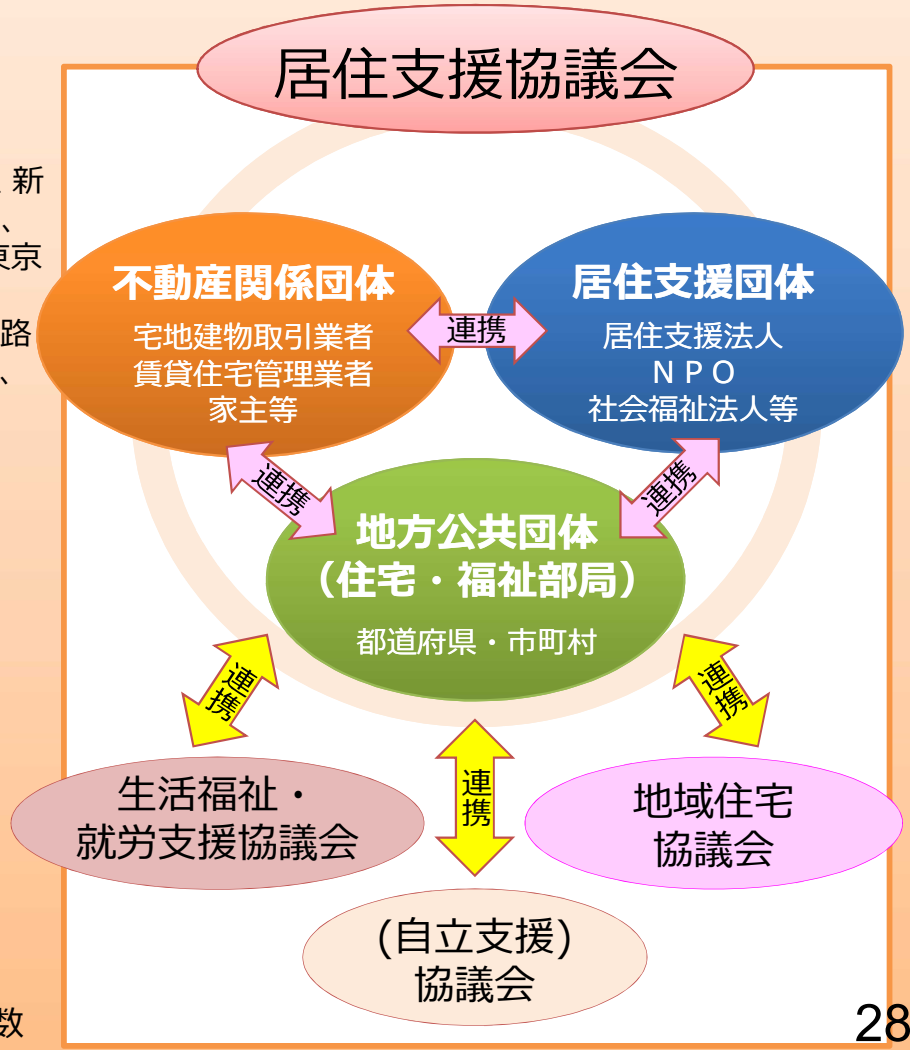
- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（63市区町）
北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和3年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



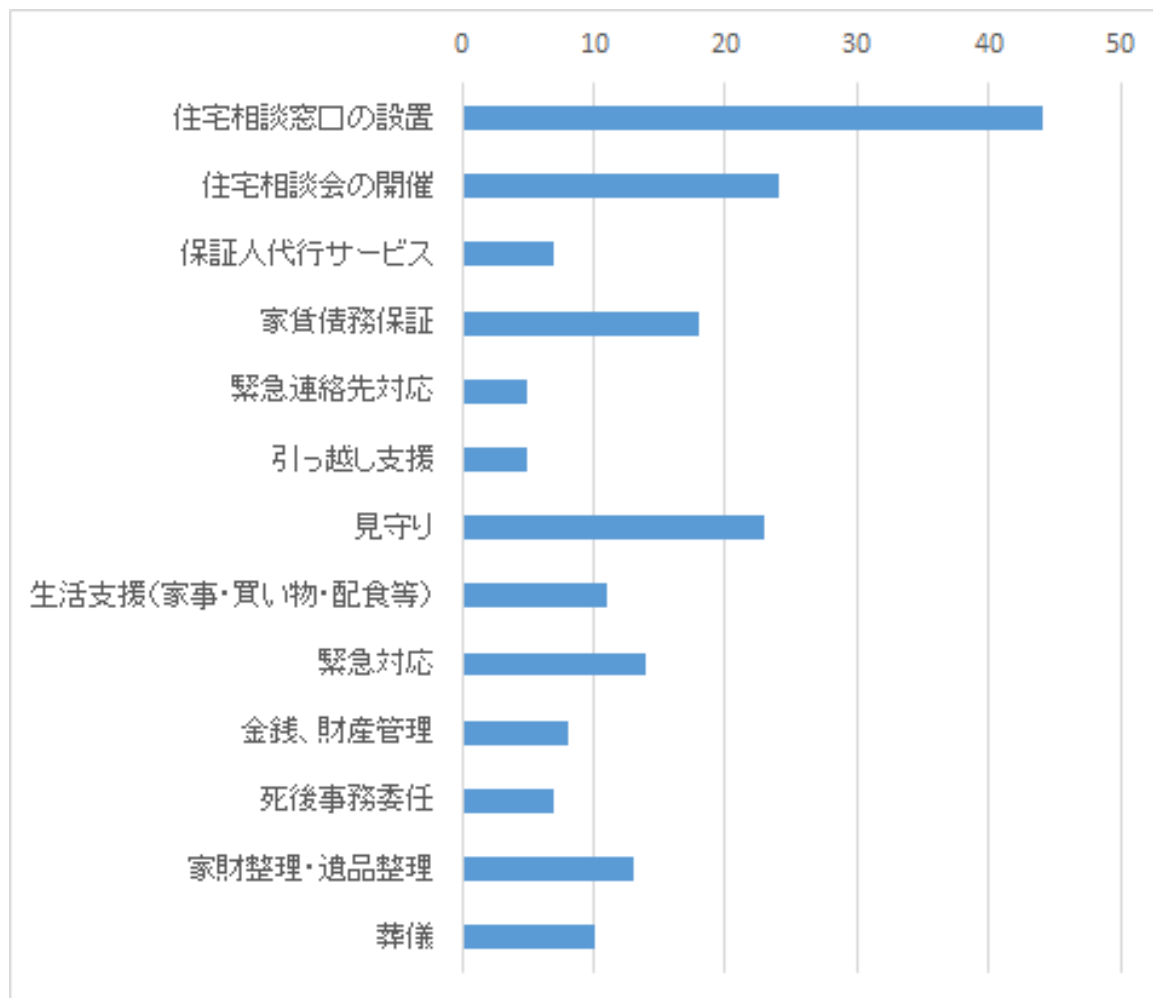
居住支援協議会の設置・取組状況

- 20の政令市のうち、居住支援協議会を設置しているのは13市。
- 住民に身近な福祉サービスを提供し、居住支援ニーズを把握しやすいのは市町村であり、行政の能力が高く、様々な居住支援のニーズがある大規模な都市においては、独自の居住支援協議会の設置が望ましい。

＜政令市における設置状況＞

政令市名	設置状況	設置時期
札幌市	○	R2. 1
仙台市	—	
さいたま市	○	R1. 8
千葉市	○	H31. 3
川崎市	○	H28. 6
相模原市	○	R2.12
横浜市	○	H30. 10
新潟市	—	
静岡市	—	
浜松市	—	
名古屋市	○	H30. 5
京都市	○	H24. 9
大阪市	—	
堺市	—	
神戸市	○	H23. 12
岡山市	—	
広島市	○	H30. 7
北九州市	○	H24. 11
福岡市	○	H21. 3
熊本市	○	H23. 7

＜設置済の協議会における取組状況＞



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会について

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、**厚生労働省と国土交通省**の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長
社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局 保護課長
 地域福祉課長
 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
 障害保健福祉部長
 障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長
老健局 高齢者支援課長
子ども家庭局長
子ども家庭局 家庭福祉課長
 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長
住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長
 住宅総合整備課長
 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
 安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会（平成28年12月22日）

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会（平成29年2月27日）

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第3回連絡協議会（平成29年6月29日）

- ・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行に向けて 等

○第4回連絡協議会（平成29年11月8日）

- ・新たな住宅セーフティネット制度について(施行にあたって)
- ・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて 等

○第5回連絡協議会（平成30年9月25日）

- ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について 等

第1回連絡協議会の様子



住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

議題

○第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）

- ・各省の施策の現状・課題等
- ・各関係団体からの報告(コロナ禍を含む現状と課題等)
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**

○従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体**による**情報共有や協議**。(令和2年に開催予定)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者（借り手）への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整



令和2年度 居住支援全国サミット

高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、厚生労働省・国土交通省主催で居住支援全国サミットを開催。

《日 時》 令和3年3月22日（月）
10時00分～15時30分

《開催方法》 オンライン開催（Youtubeでの配信）

《主 催》 厚生労働省・国土交通省

《構 成》

① 行政説明「居住支援の最新施策動向」

厚生労働省／国土交通省／法務省

② 「住まいと生活支援の一体的提供」の好事例紹介

社会福祉法人多摩同胞会 / 社会福祉法人佑啓会
社会福祉法人南高愛隣会 / 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

③ 基調講演「居住支援の全体像と普及に向けて」

日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子

④ パネルディスカッション「地域における居住支援体制の構築」

【コーディネーター】日本大学法学部 教授 白川泰之
【コメンテーター】日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上由起子
【パネリスト】名古屋市、東みよし町（行政・居住支援協議会）

○申込者数 606名

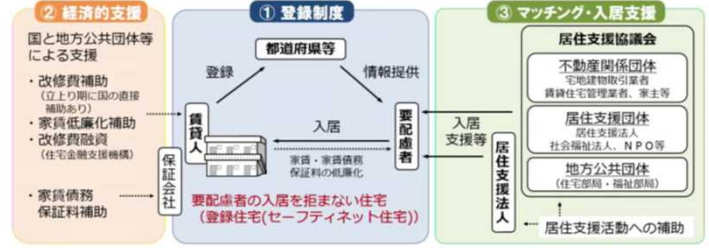
（内訳）行政関係 : 204名／不動産系団体 : 101名
福祉系団体 : 177名／その他 : 124名

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※敬称略